

6 工事中の措置及び電波障害対策について【条例第8条、第9条】

(1) 騒音及び振動等の対策【条例第8条第1項】

中高層建築物及び大規模建築物の建築工事及び解体工事は、工事による周辺の住環境に及ぼす影響が大きいいため、騒音及び振動の低減、じんあいの飛散防止、その他周辺住環境への影響を低減するための必要な措置を採ってください。

(2) 通学路等の安全の確保【条例第8条第2項】

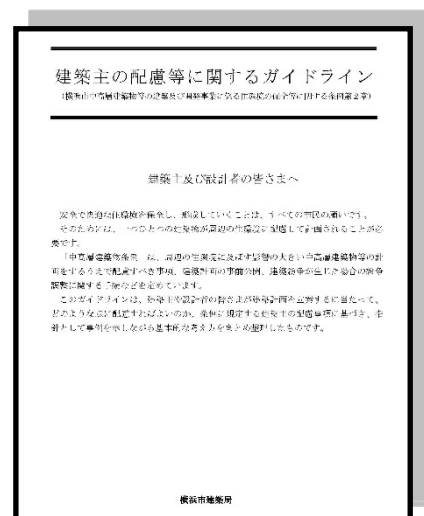
工事車両が学校や児童福祉施設などの多数の児童、生徒の通う通学路等を通行する場合は、通行時間の工夫、必要に応じたガードマンの配置など通学路等の安全を確保するための適切な措置を採ってください。

(3) テレビ電波障害対策【条例第9条】

建築によりテレビジョン放送の電波の受信障害が生ずる場合は、共同受信設備の設置、ケーブルテレビへの加入、その他受信障害の解消に必要な措置を採ってください。

計画上の配慮事項に関して、配慮の内容を具体的に例示したガイドラインを作成していますので、計画時の参考にしてください。

また、配慮した事項は、記載事例を参考にし、近隣説明等報告書に記載し、図面に表現できるものは、配置図等に配慮状況が分かるように図示してください。



ガイドラインはウェブページで見られます。